

「2009世界難民の日 全国リレー」



大阪集会

2009年6月21日



難民とは何か？

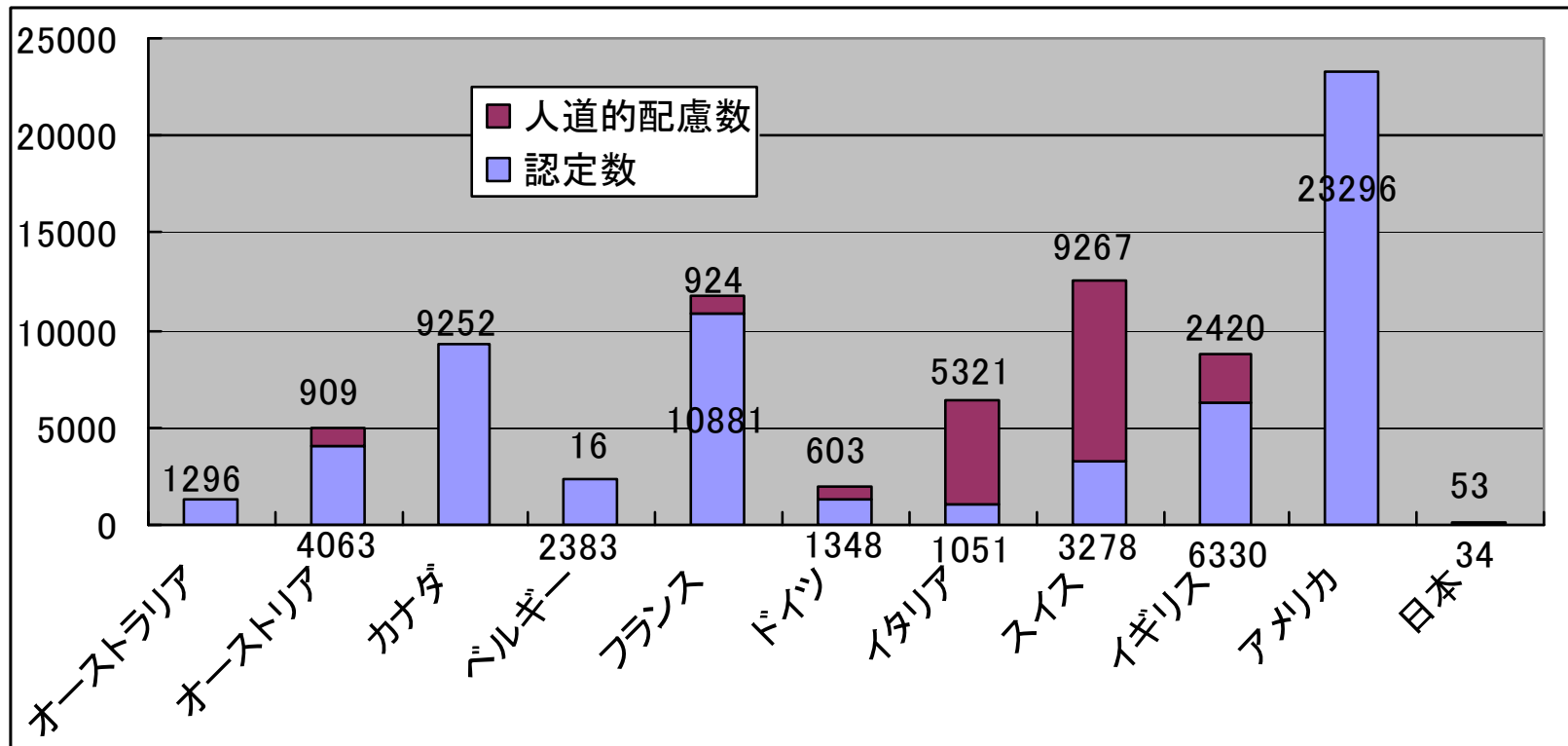
人種・宗教・国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受けるか、その恐れがあるため国外にあり、国籍国の保護を受けられない者、またはそれを望まない者（難民条約第1条）

1951年7月28日に採択

■「難民及び無国籍者に関する国際連合全権会議」において、『**難民条約**』が採択された。

1981年に日本は加盟

主要国の難民認定数など (2006年UNHCR資料より作成)





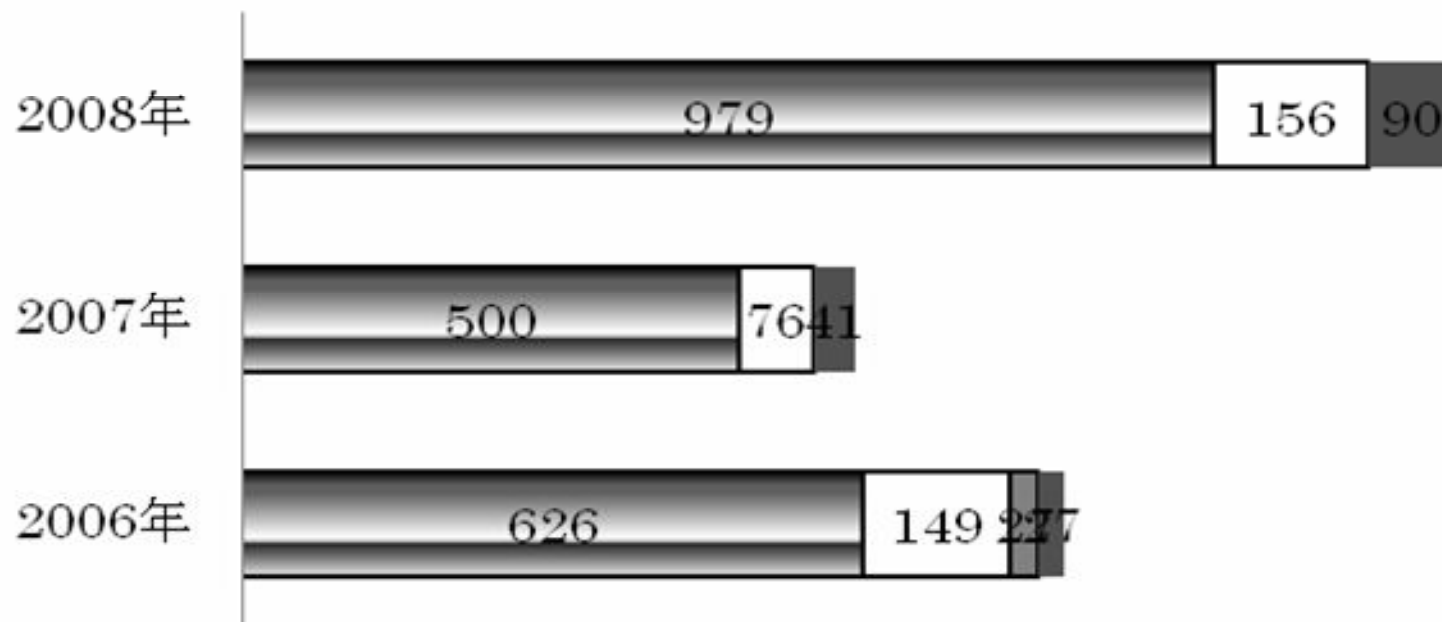
日本の難民受け入れは最下位

- 対GDP比（経済力） 136位
 - 対人口比 125位
 - 対国土面積比 90位
 - (2001年UNHCR資料より)
- 主要150カ国と比較

近年の難民申請者の出身国

過去3年間の難民申請者・国別トップ3

■ビルマ □トルコ ■イラン ■スリランカ





政情不安な世界各国から 日本に難民が！

- ビルマ(第1位)
- トルコ(第2位)
- スリランカ(第3位)
- アフガニスタン
- パキスタン
- ネパール
- ウガンダ
- ナイジェリア
- コンゴ民主共和国など

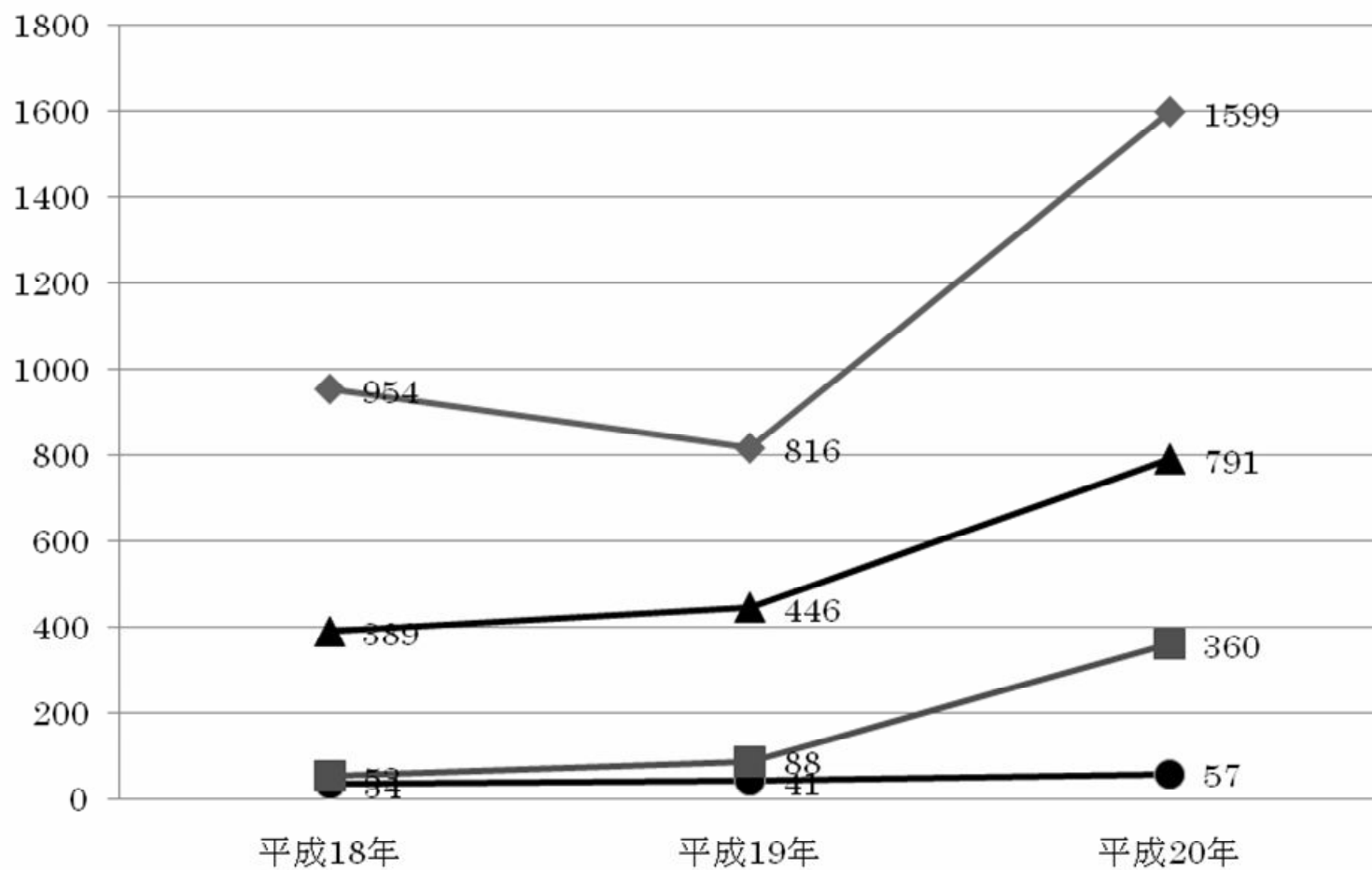


日本の難民受け入れの歴史

- 1976年：インドシナ難民11,000人の受け入れ開始（2006年で終結）
- 1981年：難民条約の加入
- 1990年後半から：難民申請者が増え始める
- 2004年：入管・難民法の改正
（付帯決議で3年後の見直し）
 - * 60日ルールの撤廃
 - * 難民審査参与員制度の導入
 - * 仮滞在制度の導入
 - * 情報公開の進展（不認定理由の開示）
- 2008年：改正入管・難民認定法の見直しの年だったが・・・

難民認定数申請及び処理数の推移 (過去3年間)

◆申請数 ●認定数 ▲不認定数 ■人道的配慮による





増大する難民申請者

- 昨年始めて1000人を越し1599人が難民申請。今年も・・・
- ビルマ人のみに多い保護。
- 長期化する難民審査時間 6ヶ月～8ヶ月
- 認定までの平均2年。
- 長期化する仮放免期間 8年の方も
- 裁判の弁護士が見つからない。



日本の難民認定の問題点

- A難民認定基準の偏り
- B参与委員制度の欠陥
(中立性、公平性の欠如)
- C立証の機会を奪う難民申請者の収容
- D入管の判断に追従するだけの裁判所
-



拷問等禁止委員会からの勧告

2007年5月

- ノン・ルフールマン(難民の送還禁止)原則の国内法における明確な保障の欠如
- 難民認定の再審査をする独立した機関の欠如
- 法的救済手段の不十分さ
- 入管施設内での不十分な医療措置 etc.
→改善するよう勧告



国連自由権規約委員会 勧告

2008年10月

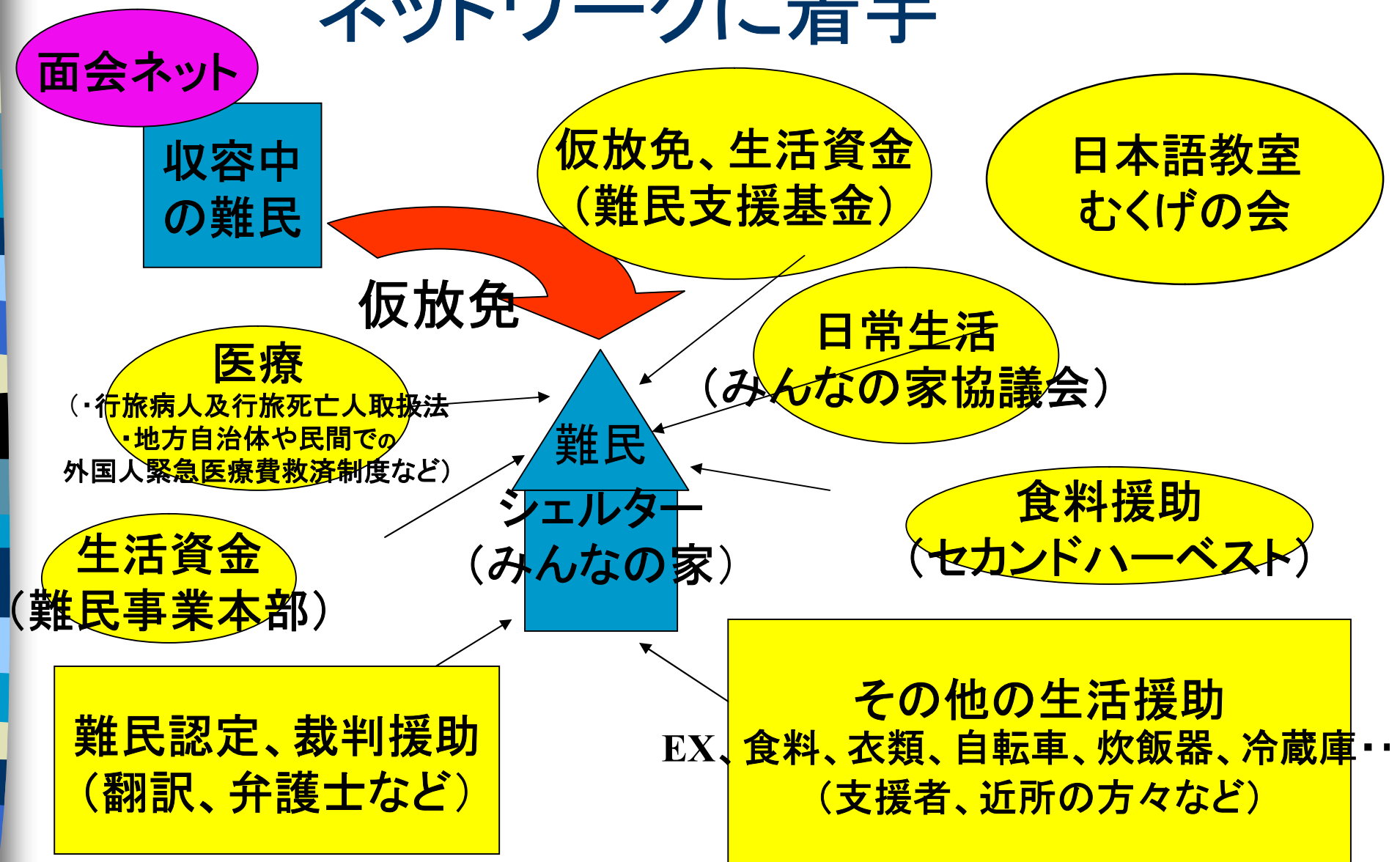
- 申請者の送還禁止のための国内法の整備
- 申請者に社会的支援（弁護士、法的扶助、通訳など）
又は雇用にアクセスする機会を確保
- 完全に独立した不服申立て機関の設立
- 不認定直後の送還禁止
- など



広がってきた市民の支援！

- 入管への市民の面会
- 難民申請者のシェルター建設
- 「関西難民支援基金」の設立 2007. 10
- 食料支援 セカンドハーベスト
- 裁判支援 法テラス
- 日本語教室
- など

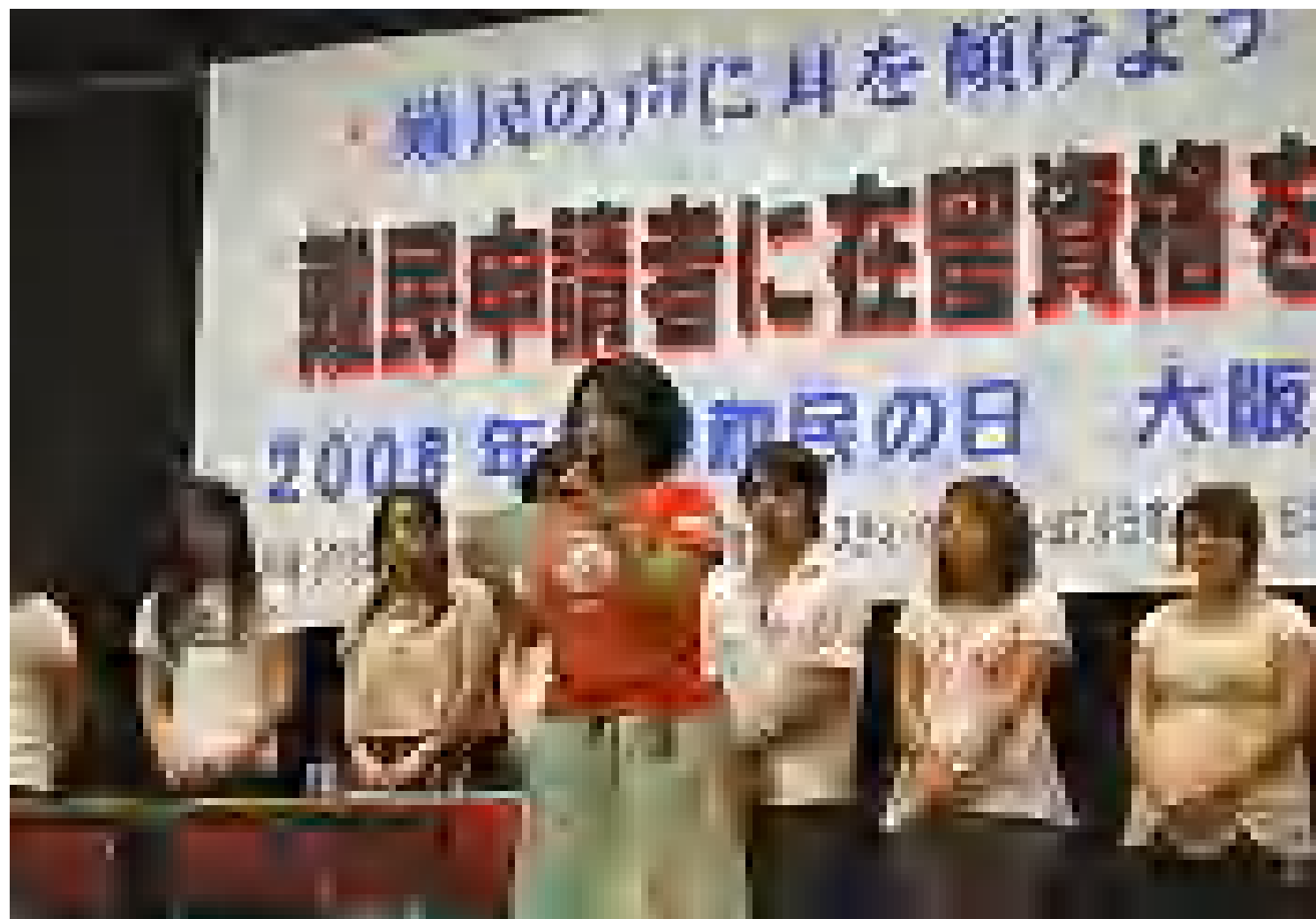
市民の連携で難民をささえる ネットワークに着手



2007集会は収容大国日本がテーマ ビルマ人140名が収容



2008年は難民認定・在留資格を求めて集会





血の通った難民認定制度に

*** 私たちの提言 ***

- 1. 難民認定、人道ビザ付与にはUNHCRの見解を尊重すること。
- 2. 難民申請制度の告知なしの入管手続きをすべて無効にすること。
- 3. 難民調査に弁護士・専門家の同席・ビデオ録画をとること。
- 4. 仮放免後の生存権を保障するシェルター、就労権を保障すること。
- 5. 参与員審査内容を検証する専門家委員会を設置すること。